

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 3. 24

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

在外選挙人登録申請期間： 選挙日前 150 日から選挙日前 60 日まで

- ◎ 在外選挙人登録申請は大統領選挙と任期満了に伴う比例代表国会議員選挙が実施される時ごとにその選挙日前 150 日から選挙日前 60 日までに在外選挙人登録申請書と旅券写本などを公館に直接提出しなければなりません。

在外選挙人登録申請をしようとする人は大統領選挙と任期満了に伴う比例代表国会議員選挙が実施される時ごとに、その選挙日前 150 日から選挙日前 60 日までに『在外選挙人登録申請書』に①姓名、②旅券番号・生年月日・性別、③国内の最終住所地(国内の最終住所地がない人は「家族関係の登録などに関する法律」に伴う*登録基準地)、④居所(ローマ字大文字で記載)を記載した後、大韓民国国民であり、外国国籍を保有していないことを証明するために旅券写本と共にビザ・永住権証明書・長期滞留証写本または居留国の外国人登録簿謄本の内、どれか一つに該当する書類を付け加えて公館に本人が直接提出しなければなりません。

※『在外選挙人登録申請書』書式は在外選挙人登録申請期間中、中央選挙管理委員会インターネットホームページからダウンロードすることができます。(WWW.nec.go.kr)

在外選挙人登録申請期間

- ▶ 第 19 代国会議員選挙：2011. 11. 13. ～ 2012. 2. 11.
- ▶ 第 18 代大統領選挙：2012. 7. 22. ～ 2012. 10. 20.

*登録基準地：戸籍法に代わり家族関係登録などに関する法律を施行して新しくできた用語。以前の本籍地住所を言う。

選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています